

復興に向けて 平成30年7月豪雨 第16回

令和2年度防災ラジオ貸与 申請の受け付け

防災ラジオ貸与申請の受け付けを開始しています。
通年で受け付けを行います。受注生産のため、秋頃から順次お渡しします。また、令和2年度で申請の受け付けを終了する予定です。災害に備えて複数の情報入手手段を持つためにも、申請がまだの人は早めの手続きをお願いします。

配信情報

緊急放送 避難情報、緊急地震速報、特別警報など(自動的に最大音量で流れます)
一般放送 火災情報、災害時の交通規制情報など(設定した音量で流れます)

貸与条件 市内に住民票がある世帯主に、1台を無償で貸与します。(市が定める運用ルールの承諾が必要)

申請方法 防災復興推進課、各地域局、または各地域市民センターへ申請書を提出してください。申請書は提出先に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。

ページからダウンロードできます。
※市内の全ての地域で申請が可能です。

その他

①消防団協力事業所・福祉施設(入所または通所)・保育施設は無償貸与の対象です。

②聴覚障がい者や普通の会話が難しい聴力レベルの人がいる世帯には、文字表示機能付き防災ラジオを貸与します。既に防災ラジオの貸与を行っている世帯が文字表示機能付きの防災ラジオへ変更を希望する場合は、交換対応とします。条件など詳しくはお問い合わせください。

☎防災復興推進課 ☎(21)0246

一家に一台
防災ラジオ!
無料で貸し出し!



大規模水害対策訓練

雨の季節に備え、大雨による大規模な水害を想定した訓練を行います。訓練では、避難所への避難や避難誘導、避難者の受け入れや備蓄食料の配給などの避難所運営を予定しています。

個人や町内会単位での参加も可能です。参加を希望する人は、防災復興推進課へお知らせください。

日時 6月7日(日)午前9時~正午
場所 高梁市文化交流館、高梁中学校、津川地域市民センター、高梁北

井小学校、玉川小学校、宇治地域市民センター、松原地域市民センター、高倉地域市民センター、肉谷集会所、落合小学校、有漢生涯学習センター、成羽小学校、青少年研修センター、川上総合学習センター、備中総合会館、旧備中学校

☎防災復興推進課 ☎(21)0246



令和元年6月の大規模水害対策訓練の様子

事前通行規制の雨量基準を緩和

平成30年7月豪雨により県道300号(宇治下原線)の事前通行規制区間において道路災害が発生して以降、安全確保のために通常よりも厳しい雨量基準で規制を行ってき

ました。
この度、同区間の道路災害復旧工事が完了したため、4月17日(金)から、事前通行規制を通常の雨量基準(時間雨量30mm、連続雨量100mm)に戻します。

なお、その他の事前通行規制区間については岡山県道路整備課のホームページをご覧ください。

☎備中県民局高梁地域維持補修課 ☎(21)2855



復旧工事が完了した
県道300号宇治下原線



功績をたたえます

青少年健全育成成功労者顕彰

青少年の健全育成に貢献している個人・団体を顕彰する青少年健全育成成功労者顕彰の受賞者が決定しました。同賞は、中村建設(株)からの寄付をもとに基金を設け、昭和63年から表彰しています。

子育てボランティア「LIVESCHOOL」



会長
土谷美佐恵さん

図書館や学校などでの読み聞かせや、赤ちゃんと保護者にメッセージを添えながら絵本を手渡すブックスタート事業への参加を通じて、親子の読書活動推進に取り組んでいます。

高梁ミニバスケットボールクラブスポーツ少年団



代表
宮本治さん

平成12年の結成以来、定期的な活動を続け、バスケットボールを通じた他団体との積極的な交流を行っています。また、クリーン作戦の実施など、地域貢献活動にも取り組んでいます。

川上バレーボールスポーツ少年団



代表
川上美知世さん

バレーボールを通じて子どもたちの技術・体力の向上や協調性を育むとともに、地域での奉仕活動に参加するなど、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

お知らせ

大規模盛土造成地マップ

近年の大規模な地震では、盛土造成地が崩落、変形、沈下し、多くの宅地に被害が発生しました。

県は、大規模な盛土造成地について調査を行い、その結果を基に「大規模盛土造成地マップ」を作成し、県と市のホームページで公表しています。これは大規模盛土造成地がどこにあるのかを皆さんに周知することにより、防災意識の向上に役立ててもらえるものです。

なお、この大規模盛土造成地マップは、大規模盛土造成地の概ねの位置と範囲を示したもので、その場所が必ずしも危険な箇所ということではありません。

☎岡山県建築指導課 ☎086(226)7503 / 都市整備課 ☎(21)0248



大規模盛土造成地マップ



県ホームページ



市ホームページ

特殊詐欺や迷惑電話を防ぐ電話機購入を補助

特殊詐欺の被害を防ぐ機能を持つ特殊詐欺被害対策電話機の購入に要する経費の一部を補助します。

補助対象者 次の全てに該当する人
①市内に住所があり、実際に居住している
②機器購入日において満65歳以上
③本人および同一世帯の人が市税を滞納していない

補助対象機器 次の条件を全て満たすもの
①未登録の電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有する
②着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有する
③被害を引き起こす可能性がある電話着信を自動的に切断する機能を有する
④補助対象者が居住する住宅に設置するもの
⑤市内に事業所を有する事業者から購入するもの

補助金額 機器の購入および設置に要する費用の2分の1(上限5000円/100円未満の端数は切り捨て)

※ナンバーディスプレイの契約使用料は対象外

☎市民課 ☎(21)0254